

## 新しい人権課題への対応(その十二)



研究センター理事長  
前学校法人同志社総長

大谷 實

前回は、オウム死刑囚に関連して、作家の村上春樹氏と著述家の河野義之氏のコメントを紹介しましたが、今回は、両氏のお考えを手掛かりに、人権問題としての死刑について述べることにします。

村上氏の考え方は、一言で言えば、「普段は死刑に反対しているけれども、具体的な案件については、犯情によって死刑に賛成せざるを得ない」というものです。私の知る限り、多くの有識者は、制度としては死刑に反対だけでも、個々の極悪非道のケースについては、死刑に賛成される方が多いようです。

一方、直近の内閣府による世論調査では、「死刑を廃止すべきである」とした者(死刑廃止論者)が九・七パーセントであったのに対し、「死刑をやむを得ない」と回答した者(死刑存置論者)八〇・三パーセントだったとされています。私の印象ですと、死刑廃止論者のほとんどは、死刑制度には反対だけでも、具体的な事件については死刑存置論者になってしまいうようで、村上氏のコメントはその好例と考えて紹介した次第です。これに対して河野氏の見解は、松本サリン事件でご本人やご家族が酷い目に遭わされたのに、誤判の可能性を理由に死刑廃止を唱えておられるのですから、文字通り筋金入りの死刑廃止論者と言ってよいかと思います。

死刑制度を廃止すべきかどうかといった議論は、既に明治時代から展開されてきました。存置論の主な根拠は、①凶悪な犯罪に対しては死刑をもつて臨むことが社会一般の正義感や応報感情に合致する、②被害者の遺族の感情を考慮すべきである、③死刑には犯罪を抑止する特別な威嚇力があり、凶悪な犯罪から社会を守るためには、その威嚇力に期待しなければならぬ、④凶悪な犯罪者は社会から完全に隔離する必要がある、

以上の四点にまとめることができます。

これに対し廃止論からは、①死刑それ自体が憲法第三六条の禁止する「残虐な刑罰」に当たる、②死刑は国家による殺人であり、それを認めることは生命の軽視につながる、③被害者に対する損害賠償の機会を奪ってしまう、そして、④何よりも裁判には常に誤判の可能性があり、死刑が執行されてしまうと取り返しがつかないことになるといった理由をあげることができません。

死刑存廃論は、いろんな形で展開されて参りましたが、法律専門家は、**a** 死刑には懲役や禁錮といった刑罰に比べて特別の威嚇力、犯罪抑止力があるか、**b** 国民の法感情をどこまで考慮すべきか、**c** 誤判の可能性をどう考えるか、これら三点を中心に展開されてきたように思います。

まず、死刑のもつ特別な威嚇力については、これまでの内外の研究からは、どちらとも言い難いというのが現状です。次に、国民の法感情をどこまで考慮するかですが、死刑に関する世論調査は何度も試みられているけれども、アンケート調査方法の適否はともかく

として、その結果を死刑の在り方に反映させることは適当でないとするのが大方の意見です。問題は誤判の可能性ではありますが、この問題を死刑廃止の最大の根拠とするのが専門家の一般的な見解です。河野氏も誤判の可能性を死刑廃止の最大の根拠とされていることは疑いありません。死刑廃止論の主唱者である故岡藤博士も、同様でした。

たしかに、無実の者が死刑として処刑されたとすれば、それ以上の人権侵害はありません。その意味で、一九八〇年代に死刑が確定していた四つの事件について、相次いで再審無罪判決が出たことよって、誤判の虞が現実味を帯びていることは疑いありません。しかし、死刑の本質的問題は、フランスの作家・ビクトル・ユーゴーの言うように、「死刑廃止は純粹で、単純で、断定的なものでなければならぬ」のでありまして、私は、人の命を国家が奪つてよいか、特に文明化された現代において、憲法三六条の「残虐な刑罰」の禁止、憲法一三条の幸福追求権の観点から、改めて、憲法問題として死刑廃止を本格的に展開すべき時期に來ていると考えています。